

○姫路市大規模集客施設制限地区建築条例

平成21年10月8日

条例第55号

改正 平成30年3月28日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区として定める大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

(大規模集客施設制限地区内の建築制限)

第2条 大規模集客施設制限地区内においては、法別表第2（か）項に掲げる建築物（以下この条において「対象建築物」という。）は、建築してはならない。ただし、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する大規模な建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められる区域で、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められているものの区域内においては、当該地区整備計画の内容に適合する対象建築物で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、建築することができる。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きその規定（その規定が改定された場合においては改定前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定並びに姫路市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成9年姫路市条例第24号）第3条及び第3条の2の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

3 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内において用途変更をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

(罰則)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第2条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第5条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第21号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。